

ニセコ町役場新庁舎建設工事における
総合評価落札方式のガイドライン

2019年4月1日
ニセコ町

I 本適用の目的

本適用は、ニセコ町が発注するニセコ町新庁舎建設工事において、総合評価落札方式を適用するにあたっての考え方及び取扱いを示すもの及び入札説明書に基づき、技術提案書を作成する際の留意点をまとめたものである。

II 総合評価落札方式の概要

II-1 総合評価落札方式の概要

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための技術力や価格に加えて、価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことである。

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた工事を行うことが可能になる。

予定価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格と技術力等を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とすることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定する。

II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の算出方法

除算方式とする。

II-3 除算方式

(1) 評価値の算出方法

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

(2) 技術評価点の設定

標準点は100点、技術加算点は工事ごとに設定する。

(3) その他

ア 入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値は、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

III 評価項目

III-1 企業の施工能力

(1) 工事施行成績

分類	評価項目	評価区分	評価点
企業の施工能力	過去8年間の北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の工事施行成績	80点 ≤ 平均点	4.0
		75点 ≤ 平均点 < 80点	3.0
		70点 ≤ 平均点 < 75点	2.0
		65点 < 平均点 < 70点	1.0
		平均点 ≤ 65点	0.0

ア 北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の工事執行成績を評価する。

イ 評価対象期間

(ア) 工事施行成績は、過去8年間の各工種（建築工事、電気工事、管工事）別の平均点と

する。

(イ) 過去8年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、8年前の1月1日から前年度の12月31日までに、引渡が完了した工事（引渡行為がない工事は完成検査に合格した工事）とする。

（平成31年度の場合、平成23年1月1日から平成30年12月31日までに引渡が完了した工事とする。）

ウ 有効桁などの取扱い

(ア) 平均点は小数点第2位を切り捨て1位止めとする。

(イ) 実績がない企業は、工事施行成績を65点として扱う。

エ 工事施行成績が減点されている工事の取扱い

法令遵守（指名停止2か月未満）により工事施行成績が減点されている対象工事については、減点適用期間を最初の1年とし、次年度以降については減点される前の点数で平均点を算出する。

【法令遵守による減点に対する工事施行成績評定点の取扱い例】

D工事 平成31年5月入札の場合・・・平成32年2月20日完成
評価対象期間 平成23年1月1日～平成30年12月31日・・・過去8年
評価対象工事

工事名	完成年月日	施行成績
A工事	平成24年9月30日検査	80点
B工事	平成25年8月30日検査	70点
C工事	平成29年12月1日検査	62点

評価基準点（平均点） $(80+70+62) \div 3 = 70.666$ **70.6点**

- ・法令遵守により減点13点の工事
- ・減点前の成績75点
- ・1年前の工事のため減点後の施行成績が対象

- ・法令遵守により減点後の施行成績を対象とし、平均点を算出する。
- ・平均点は少数第2位を切り捨てる。

オ 提出書類

第6号様式に記載するものとする。

北海道建設部計画管理課のホームページ（下記 URL）に記載のある企業はその平均点を記載する。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/H31hyouteitenkouhyou.htm>

上記ホームページに記載の無い企業（Aランク以外）のうち、過去8年間に北海道建設部建築局（建築保全課を除く）が発注した建築物の施工実績がある場合は、全ての工事施行成績評定書の写しを提出するとともに、その施行成績平均点を算出の上、第6号様式に平均点を記載すること。

上記の工事施工実績の無い企業は第6号様式に65点を記載すること。

カ その他

共同企業体の場合、構成員それぞれが第6号様式を作成すること。

(2) ISOマネジメントシステムの取得

分類	評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1.0
		ISO9001 又は ISO14001 を取得	0.5
		なし	0.0

ア 評価の種類

ISO9001、ISO14001の取得を評価する。

イ 評価基準

有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

ウ 提出書類

登録年月日及び登録番号を第6号様式に記載すること。

登録証書の写しを併せて提出すること。

共同企業体の場合、構成員それぞれが第6号様式を作成すること。

Ⅲ-2 配置予定技術者

(1) 主任(監理)技術者の資格

分類	評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	一級建築士等を保有し、かつ一級施工管理技士を保有	2.0
		一級建築士等を保有し、又は一級施工管理技士を保有	1.0
		なし	0.0

ア 評価の種類

(ア) 建築工事は、一級建築士及び一級建築士及び一級建築施工管理技士を評価する。

(イ) 電気工事は、技術士又は建築設備士及び一級電気工事施工管理技士を評価する。

(ウ) 管工事は、技術士又は建築設備士及び一級管工事施工管理技士を評価する。

(エ) 上記(イ)又は(ウ)において評価対象とする技術士の分野は、電気電子部門、衛生工学部門及び建設部門とする。

イ 提出書類

第7号様式に記載すること。

配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。

Ⅲ-3 地域精進度

(1) 本店、支店又は営業所の所在地

分類	評価項目	評価基準	評価点
地域精進度	本店、支店又は営業所の所在地	二セコ町内に本店を有する	3.0
		二セコ町内に支店を有する	2.0
		二セコ町内に営業所を有する	1.0
		上記以外	0.0

ア 評価の種類

本店、支店又は営業所は建設業法第3条第1項に基づく営業所を指す。

イ 提出書類

法人の登記事項証明書

営業所申請の際は、営業所での契約実態を証明する書類(契約書等)

(2) 過去15年間の二セコ町内での施工実績

分類	評価項目	評価基準	評価点
地域精進度	過去15年間の二セコ町内での施工実績	あり	1.0
		なし	0.0

ア 評価対象工事

(ア) 元請けとして施工した工事を対象とする。

(イ) 対象工事の要件は、国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公法人、建設業法施行規則第18条に定める法人が発注した二セコ町内の建築物の施工実績の内、最大の規模の工事1件について記載する。

(ウ) 工種は入札に参加する工種と同一のものとする。(建築工事、電気設備工事、機械設備工事(管工事))

イ 評価の対象期間

(ア) 過去 15 年間を基本とする。

(イ) 過去 15 年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15 年前の 4 月 1 日から公告日までに完成引渡が完了した工事とする。

(平成 31 年度の場合、平成 15 年 4 月 1 日から公告日までに完成し、引渡が完了した工事)

ウ 提出書類

第 8 号様式に記載すること。

工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又は CORINS 登録の写しを添付すること。

(3) 過去 2 年間のニセコ町内でのボランティア活動の有無

分類	評価項目	評価基準	評価点
地域精通度	過去 2 年間のニセコ町内でのボランティア活動の有無	2 回以上	1.0
		1 回	0.5
		なし	0.0

ア 評価対象ボランティア

主として社会資本の維持管理や社会福祉、環境美化、防犯活動など企業としての地域活動の貢献とする。

イ 評価の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日に行った実績とする。

ウ 提出書類

第 9 号様式に記載すること。

ボランティア主催団体等が発行した参加証明書(様式任意)、地方紙、広報誌、パンフレット、領収書、写真などボランティア参加状況が判別できるものの写しを添付すること。

(4) ニセコ町内の従業員数

分類	評価項目	評価基準	評価点
地域精通度	ニセコ町内の従業員数	会社全体の 30%以上	2.0
		会社全体の 20%以上	1.0
		会社全体の 20%未満	0.0

ア 評価対象従業員

3 カ月以上の雇用形態のある者又は季節労働者は 6 カ月以上の雇用契約をしている者に限る。

なお、本工事のために臨時的に雇用を予定している者は除く。

イ 提出書類

第 10 号様式に記載すること。

従業員名簿及びニセコ町在住の従業員の健康保険証、雇用契約書など雇用状況及び雇用期間並びに現住所が判別できるものの写しを添付すること。

Ⅲ-4 労働福祉

(1) 従業員の建設業退職者年金制度又は退職一時金制度若しくは企業年金制度導入

分類	評価項目	評価基準	評価点
労働福祉	従業員の建設業退職者年金制度又は退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	2つ以上	2.0
		1つ以上	1.0
		なし	0.0

ア 評価対象

以下のそれぞれの加入状況について評価する。

(ア) 従業員の建設業退職者年金制度への加入

(イ) 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入

イ 提出書類

第10号様式に記載すること。

Ⅳ 共同企業体

(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

分類	技術評価項目	評価方法
企業の施工能力	過去8年間の北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	ISOマネジメントシステムの取得	
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものの評価とする。
地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地	
	過去15年間の二セコ町内での施工実績	
	過去2年間の二セコ町内でのボランティア活動の有無	
労働福祉	二セコ町内の従業員数	従業員数の多いものとする。
	従業員の建設業退職者年金制度又は退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	